

輪島市監査公表第42号

地方自治法第199条第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成28年11月29日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



## 財政援助団体等監査結果報告

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

(公の施設指定管理者並びに委託事務執行監査)

### 2 監査実施日及び監査対象団体

平成28年11月21日（月） 株式会社まちづくり輪島

### 3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

### 4 監査の範囲及び方法

平成28年度（平成27年度関連分含む）における公の施設の管理業務及び施設の管理に係る出納その他の事務について、帳票及び帳簿等の審査をするとともに、関係職員から提出資料に基づく説明の聴取を行う等の方法により、輪島市工房長屋において実地監査した。

なお、これらを監査するため事前に所管課から公の施設の管理に関する協定締結に係る協定書、契約書等の提出を求め内容の確認を行っている。

- ・輪島市工房長屋（指定管理） 所管課：漆器商工課
- ・朝市駐車場周辺（運営・管理業務委託） 所管課：都市整備課
- ・輪島キリコ会館（管理業務委託） 所管課：観光課
- ・御陣乗太鼓実演事業（事業委託） 所管課：観光課

## 5 監査の結果

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象団体に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 前回の監査（平成22年度執行）で指摘した朝市駐車場の料金徴収業務での実績報告と収入額との確認作業の徹底については、その後、都市整備課へ毎日の実績報告書を提出し、入金額の確認を同課庶務担当者が再点検することにより改善されていることを確認した。
- 地方自治体の公会計についても平成28年度決算分から複式仕訳が導入されるなど、今後とも新公会計への移行が進んでいくと思われる。会計学の基本として「財務3表」である「損益計算書」「貸借対照表」「キャッシュフロー計算書」の作成が求められると聞いている。中でもキャッシュフローを算定することは「1年間でキャッシュ（現金）残高がどれだけ増減したかを表すことから重要であると言われている。しかし、今回提出の資料において「キャッシュフロー計算書」の記載が無く、その必要性を含めて御社の今後の課題としたい。
- 「まちづくり」の理念をもった地元若者を育成していくためには長期に雇用することが重要であり、昨年度にキリコ会館の嘱託職員の中で希望者を正規雇用化すると共に月給制に変更し、雇用の安定を図る取り組みを行っている。人件費の増額で新たな雇用は難しく、限られた職員で様々な事業を執行している現状を伺った。
- 閲覧した備品管理表については、物品の取得や廃棄の年月日及び金額等の明記がないので明確に記録していただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。